

情報共有システム活用試行に関する特記仕様書（建築・設備工事）

- 1 本工事は、情報共有システム活用試行の対象工事とする。
- 2 情報共有システム活用試行にあたっては、「上下水道局所管工事の情報共有システム活用試行要綱（建築・設備工事）」に基づき行うものとする。
(<https://www.water.city.nagoya.jp/category/20200tosyo/1529.html> を参照)
- 3 利用する情報共有システムは、「上下水道局所管工事の情報共有システム活用試行要綱（建築・設備工事）」を満たすもののうち、LGWAN-ASP対応のものとする。
- 4 その他上記に定めのない事項については、受発注者間の協議により決定するものとする。